

# 令和8年度 税制改正（案）

## 参考資料

## 1. 物価高への対応（基礎控除等見直し以外）

# マイカー通勤に係る通勤手当の所得税非課税限度額の見直し（案）

## 1. 経緯

- 令和7年8月7日に人事院勧告が行われ、国家公務員の通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、自動車等使用者に対する支給額を引き上げるよう勧告が行われた。

## 2. 税制の見直し案（下記※を除き、令和8年4月1日以後に受けるべき通勤手当について適用）

- 上記の経緯等を踏まえ、自動車等使用者の通勤手当について、各通勤距離区分における所得税の1月当たり非課税限度額を次のとおり引き上げる。

通勤距離区分（片道）	課税されない金額（非課税限度額）	
	現行	見直し案（65km未満は措置済）
片道2km未満	(全額課税)	同左
2km以上10km未満	4,200円	同左
10km以上15km未満	7,100円	7,300円※
15km以上25km未満	12,900円	13,500円※
25km以上35km未満	18,700円	19,700円※
35km以上45km未満	24,400円	25,900円※
45km以上55km未満	28,000円	32,300円※
55km以上65km未満	31,600円	38,700円※
65km以上75km未満		45,700円 (+14,100円) ***
75km以上85km未満		52,700円 (+21,100円) ***
85km以上95km未満		59,600円 (+28,000円) ***
95km以上		66,400円 (+34,800円) ***

※ 当該距離区分に係る通勤手当については、人事院勧告において令和7年4月まで遡及して支給することとされたことを踏まえ、所得税においても令和7年4月に遡及して非課税とする政令改正を実施済み。

\*\*\* 65km以上の距離区分については、上記の政令改正で38,700円に引き上げた上で、今般の見直しで新たに距離区分を新設し、更に引上げを行う。

- 自動車等使用者が、一定の駐車場等の利用に対する通勤手当を受ける場合における通勤手当の非課税限度額について、当該駐車場等利用料相当額（1月当たり5千円を上限）を加算する。

# 従業員への食事の支給に係る課税関係について（案）

## 【原則】

従業員が、使用者から金銭以外の現物の支給を受けた場合には、給与所得として所得税の課税対象。

## 【食事通達による取扱い】

従業員が、使用者から支給を受ける食事（現物）について、次の2つの要件を満たす場合には、その経済的利益はないものとし、所得税を非課税とする。

- ① 従業員が、食事の価額の半額以上を負担していること。
- ② 使用者の負担額が、月額3,500円以下 → 【見直し案：月額7,500円以下】であること。

（注）食事手当として現金の支給を受ける場合は、所得税の課税対象となる。

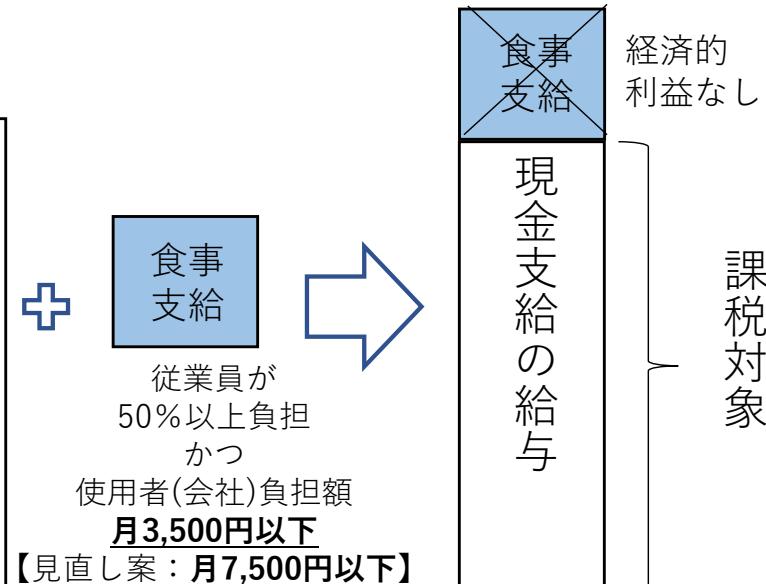
### 《趣旨》

- ・ 福利厚生
- ・ 少額不追求（少額なものについては強いて課税しない）

## 【原則】

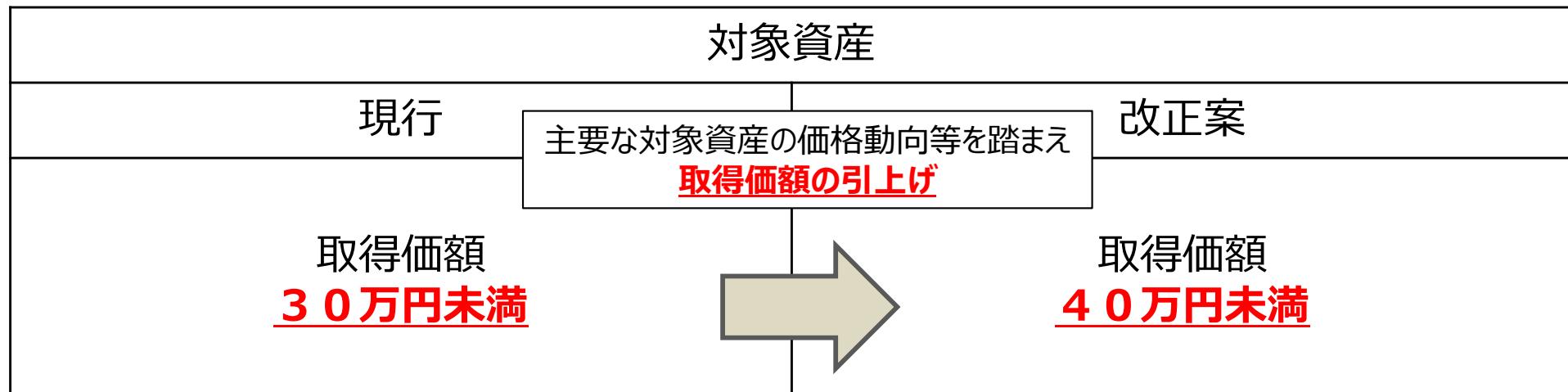


## 【食事通達】



# 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例の見直し（案）

- 企業等が取得した減価償却資産は、耐用年数に応じ損金算入するのが原則。
- 一方、中小企業者等の減価償却資産に係る事務負担の軽減の観点から、少額減価償却資産については、取得時に取得価額の全額を損金算入可能とする特例が設けられている。
- 制度が創設された平成15年度以降の主要な対象資産の価格動向等を踏まえ、少額減価償却資産の取得価額の基準額を30万円未満から40万円未満に引き上げ、適用期限を3年延長（令和11年3月31日まで）。



(注1) 損金算入の対象となるのは年300万円まで

(注2) 貸付け（主要な事業として行われるもの）の用に供する資産は対象外

(注3) e-Tax義務化法人については、従業員300人以下の法人が対象。それ以外の法人は、今回、制度趣旨を踏まえ従業員400人以下（現行：500人以下）に見直し

## 2. 「強い経済」の実現に向けた対応

# 大胆な設備投資促進税制（案）

- 危機管理投資・成長投資による「強い経済」を実現するため、国内における高付加価値化型の設備投資を促進する観点から、**大胆な設備投資に向けた税制**を創設する。

## 対象業種

全ての業種を対象。

## 対象資産

既存の税制では対象とならないような大規模かつ高付加価値の投資を推進する観点から、産業競争力強化法の確認手続きを経た設備投資計画に基づき取得した設備等を対象。

- 生産等に必要な設備等（機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェア）
- 投資下限額：35億円以上（中小企業者等については5億円以上）
- ROI水準：15%以上

➤ 即時償却又は税額控除率7%（建物、建物附属設備、構築物は4%）

※ 控除上限：法人税額の20%

➤ 事業環境の急激な変化による影響への対応（繰越税額控除）

※ 輸出入取引にかかる条件の著しい変化など事業環境の急激な変化による影響への対応を行うための計画の認定を受けた事業者について、最大3年間の繰越が可能。

## 措置内容

令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき産業競争力強化法の確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象。

## 措置期間

## 他の設備投資税制の適用

本措置の適用を受ける場合、投資計画期間中は地域未来投資促進税制、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制等の設備投資税制は適用しない。

# 研究開発税制の見直し（案）

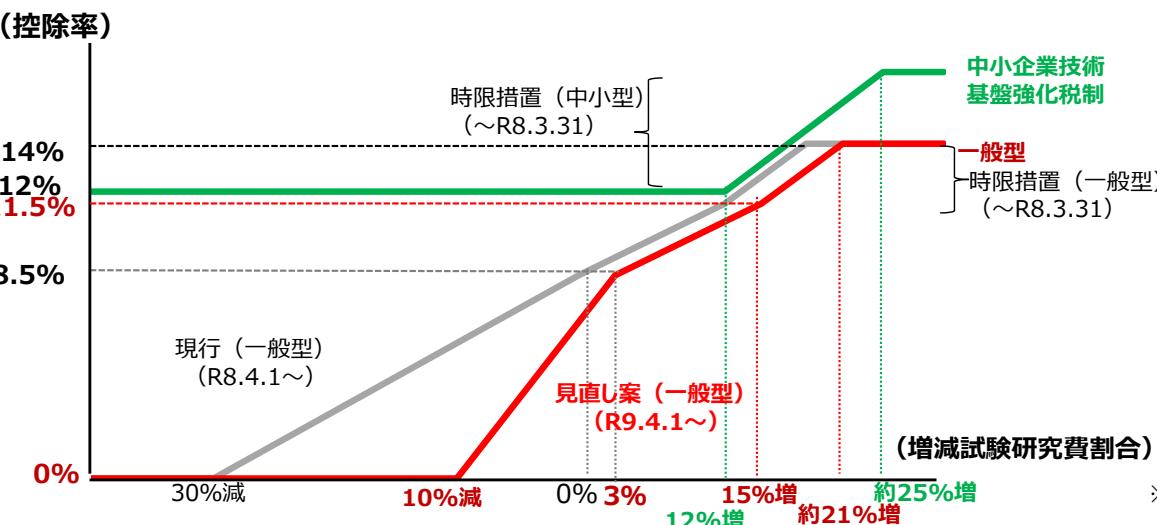
- A I・量子・バイオ等、国家としての戦略技術分野の試験研究を促進する観点から、新たに「戦略技術領域型」を創設し40%の控除率を設定。また、当該分野にかかる認定研究開発機関との共同・委託研究について、より高い控除率（50%）を設定。
- EBPMの観点から、データに基づく分析や専門家による指摘を踏まえ、企業が試験研究費を増加させるインセンティブを強化するため控除率等の見直し。
- 海外への委託研究費について、国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化の観点から、諸外国と同様、一定の制限を設ける。  
※令和8年4月1日以降、海外治験を除き7割に制限し、段階的に5割まで引下げ。

## ＜戦略技術領域型＞

- ・ 戦略技術領域の創設（控除率40%）
- ・ 戦略技術領域にかかる認定研究開発機関との共同・委託研究について、50%の控除率を設定。
- ・ 繰越控除制度（3年）を導入。
- ※ 控除上限は、既存の措置と別枠で法人税額の10%。
- ※ 産業技術力強化法改正法の施行の日以降の認定計画にかかる試験研究が対象。

## ＜一般型・中小企業技術基盤強化税制＞

- ・ 企業が試験研究費を増加させるインセンティブを強化するため控除率等の見直し（令和9年4月1日以降）。
- ・ 中小企業者等について繰越控除制度（3年間）を導入（令和8年4月1日以降）。
- ・ 控除率カーブ・控除上限にかかる時限措置について、令和11年3月31日まで延長。

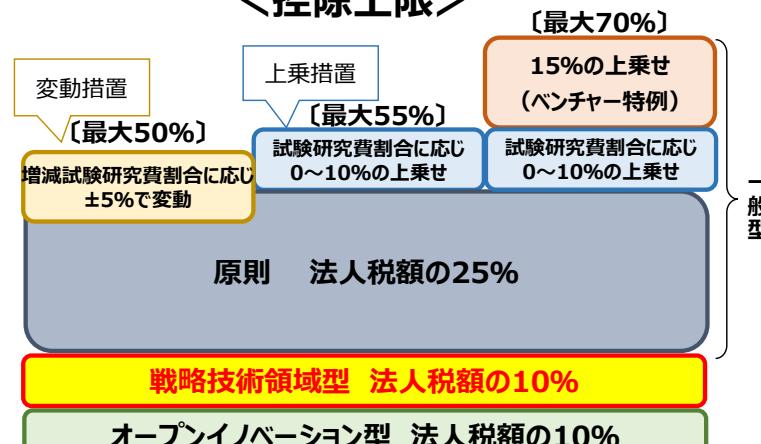


## ＜オープンイノベーション型＞

- ・ 高度研究人材の活用について、学位の授与から5年未満の者を採用した場合、採用から5年間適用可能とする等の見直しを行う。
- ・ その他所要の措置を講じる。

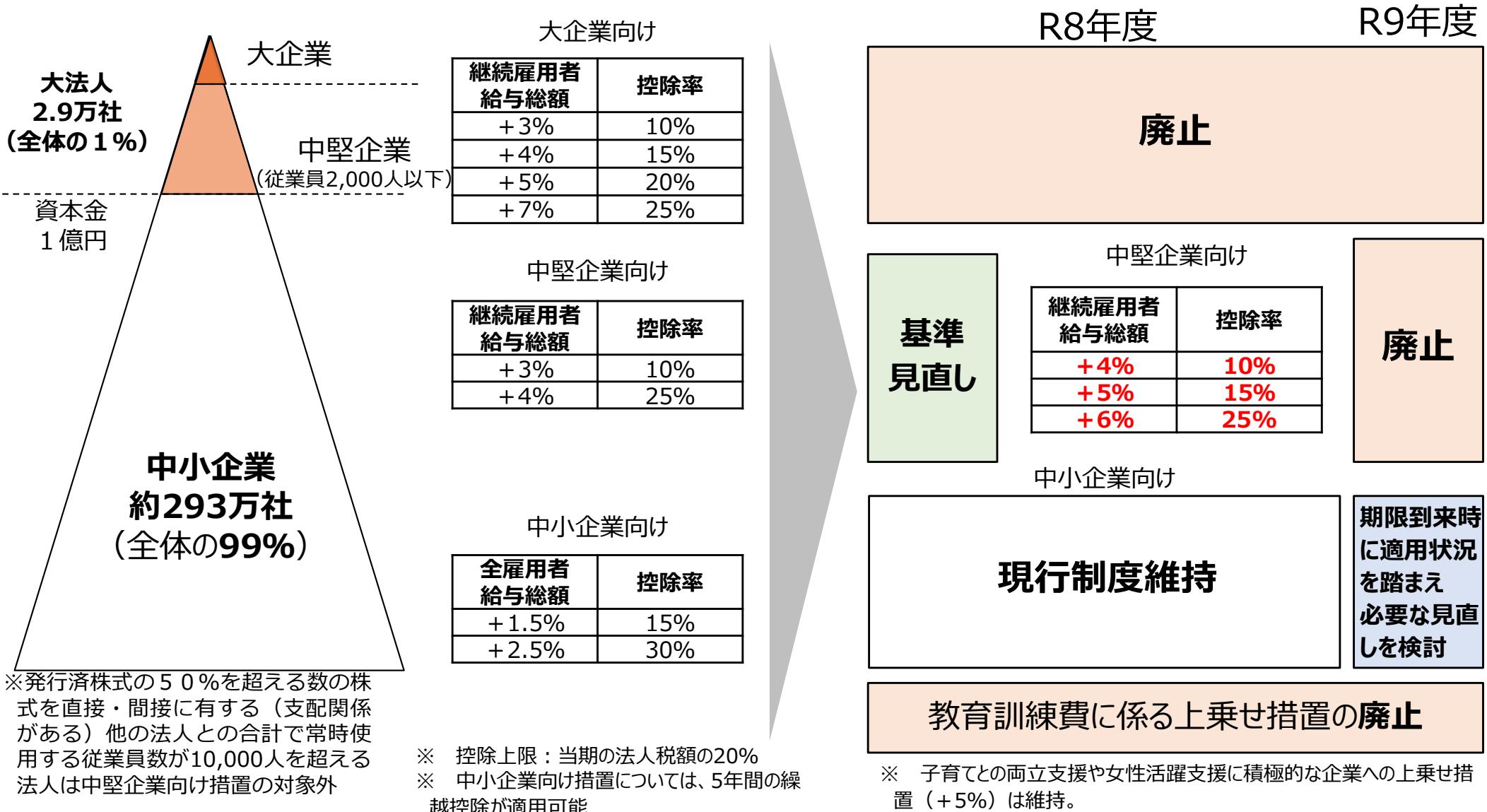
特別試験研究費	相手方	控除率
共同試験研究	特別研究機関等・大学等	30%
	・ 研究開発型スタートアップ等	25%
	民間企業、技術研究組合	20%
委託試験研究	中小企業者	20%
知的財産権の使用料	希少疾病用医薬品・特定用途医薬品等に関する試験研究	20%
高度研究人材の活用に関する試験研究	高度研究人材の活用に関する試験研究	20%

## ＜控除上限＞



# 賃上げ促進税制見直し（案）

- 足元の賃上げの状況のほか、内部留保・現預金等が積み上がる中、コーポレートガバナンス改革に基づく人的投資促進の要請や、税制が中小企業の人手不足を助長しかねない状況も踏まえ、**大企業向けの措置を令和8年度に廃止**。
- **中堅企業向けの措置は**、物価を上回る安定的な賃上げに向け、適切なインセンティブ機能を発揮する観点から**要件を見直し、令和9年度に廃止**。
- **教育訓練費にかかる上乗せ措置**については、教育訓練費の増加額を控除額が上回るという会計検査院の指摘も踏まえ、**令和8年度に廃止**。



# 住宅ローン控除の見直し（案）

## ○ 適用期限を令和12年入居分まで 5年間延長する。

	新築住宅・買取再販住宅			既存住宅			
	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	ZEH水準 省エネ住宅	省エネ基準 適合住宅 ※新築住宅は、 令和10年以降、 適用対象外 <sup>(注2)</sup>	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	ZEH水準 省エネ住宅	省エネ基準 適合住宅	その他の住宅
借入限度額	4,500万円	3,500万円	2,000万円	3,500万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円
(子育て世帯等)	5,000万円	4,500万円	3,000万円	4,500万円	3,000万円	3,000万円	
控除期間	13年						10年
控除率	0.7%						
床面積要件	50m <sup>2</sup> 以上 ※ 合計所得金額1,000万円以下の場合には、40m <sup>2</sup> 以上も可（子育て世帯等への上乗せ措置との選択適用）						
立地要件	土砂災害などの災害レッドゾーン <sup>(※3)</sup> の新築（建替え除く）は適用対象外（既存住宅等は適用対象）						
所得要件	合計所得金額2,000万円以下						

（注1）「その他の住宅」は、省エネ基準を満たさない住宅のことを指す。

（注2）令和9年12月31日以前に建築確認を受けた場合又は令和10年6月30日以前に建築された場合に限り、借入限度額は2,000万円、控除期間は10年とする。

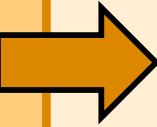
（注3）開発・建築行為に規制が講じられている、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、災害危険区域（都市再生法に基づく勧告に従わないものとして公表の対象となった区域のみ）。

（注4）所得税額から控除しきれない額については、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）の範囲内で個人住民税から控除する。

# NISAのつみたて投資枠の拡充（案）

- 次世代の資産形成を促進し、長期・安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えられるよう、つみたて投資枠の対象年齢を拡充し、年間投資枠及び非課税保有限度額を設定する。
- 12歳以降において、子の同意を得た場合にのみ、親権者等による払出しを可能とする。

(令和9年～)

	つみたて投資枠	成長投資枠	
対象年齢	<b>0～17歳</b>	18歳以上	
年間投資枠	<b>60</b> 万円	120 万円	
非課税保有限度額	<b>600</b> 万円	 <b>自動的に 移行</b>	
		1,800 万円	
		1,200 万円（内数）	
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託 ※つみたて投資枠と同一	積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託 （商品性について内閣総理大臣が告示で 定める要件を満たしたものに限る）	上場株式・ 公募等株式投資信託等
投資方法・ 運用管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約に基づき、定期かつ継続的な 方法で投資。</li> <li>・一定の要件※の下、12歳以降は 払出し可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約に基づき、定期かつ継続的な 方法で投資</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制限なし</li> </ul>

※資金の使途が子のためのものであり、子が払出しに同意したことを示す書面とともに、親権者等（口座管理者）が申出書を金融機関に提出する。

### 3. 活力ある地方・中小企業の後押し

- A I・量子・バイオ等、国家としての戦略技術分野の試験研究を促進する観点から、新たに「戦略技術領域型」を創設し40%の控除率を設定。また、当該分野にかかる認定研究開発機関との共同・委託研究について、より高い控除率（50%）を設定。
- EBPMの観点から、データに基づく分析や専門家による指摘を踏まえ、企業が試験研究費を増加させるインセンティブを強化するため控除率等の見直し。
- 海外への委託研究費について、国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化の観点から、諸外国と同様、一定の制限を設ける。  
※令和8年4月1日以降、海外治験を除き7割に制限し、段階的に5割まで引下げ。

## ＜戦略技術領域型＞

- ・ 戦略技術領域の創設（控除率40%）
- ・ 戦略技術領域にかかる認定研究開発機関との共同・委託研究について、50%の控除率を設定。
- ・ 繰越控除制度（3年）を導入。
- ※ 控除上限は、既存の措置と別枠で法人税額の10%。
- ※ 産業技術力強化法改正法の施行の日以降の認定計画にかかる試験研究が対象。

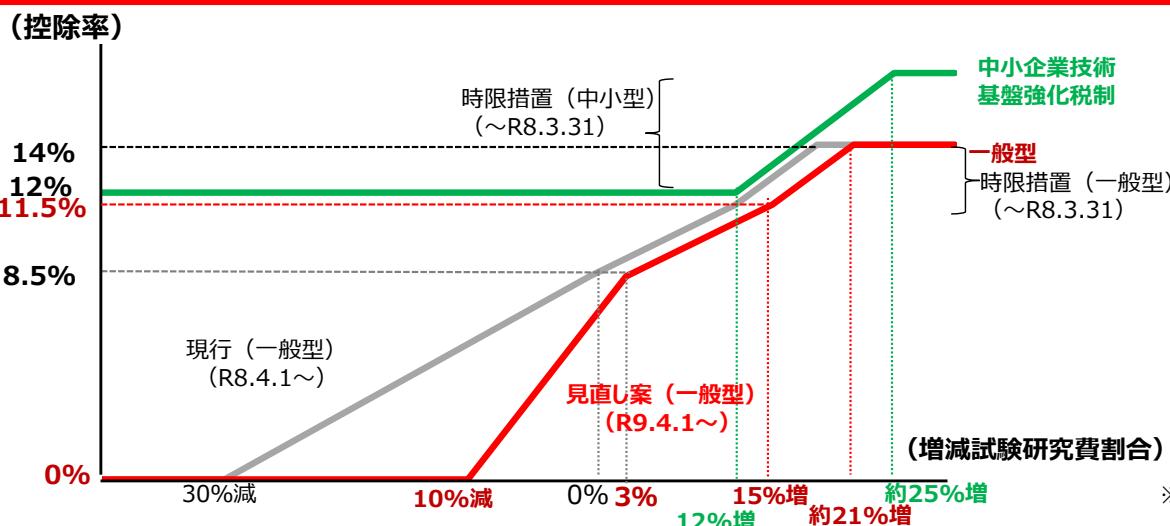
## ＜一般型・中小企業技術基盤強化税制＞

- ・ 企業が試験研究費を増加させるインセンティブを強化するため控除率等の見直し（令和9年4月1日以降）。
- ・ 中小企業者等について繰越控除制度（3年間）を導入（令和8年4月1日以降）。
- ・ 控除率カーブ・控除上限にかかる時限措置について、令和11年3月31日まで延長。

## ＜オープンイノベーション型＞

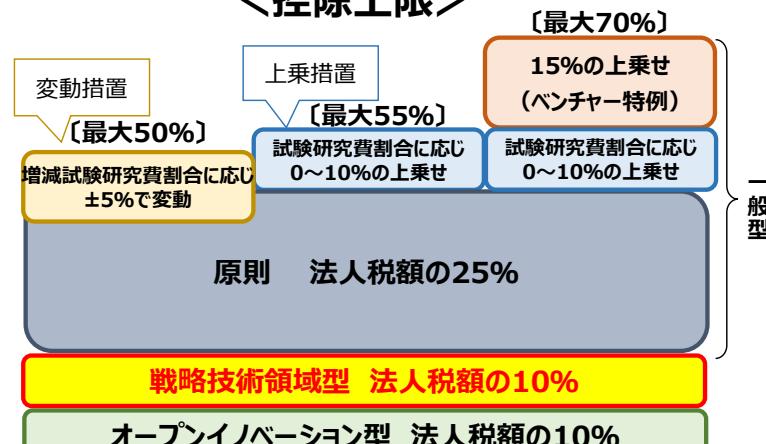
- ・ 高度研究人材の活用について、学位の授与から5年未満の者を採用した場合、採用から5年間適用可能とする等の見直しを行う。
- ・ その他所要の措置を講じる。

特別試験研究費	相手方	控除率
共同試験研究	特別研究機関等・大学等	30%
	・ 研究開発型スタートアップ等	25%
	委託試験研究	20%
知的財産権の使用料	中小企業者	20%
希少疾病用医薬品・特定用途医薬品等に関する試験研究		20%
高度研究人材の活用に関する試験研究		20%



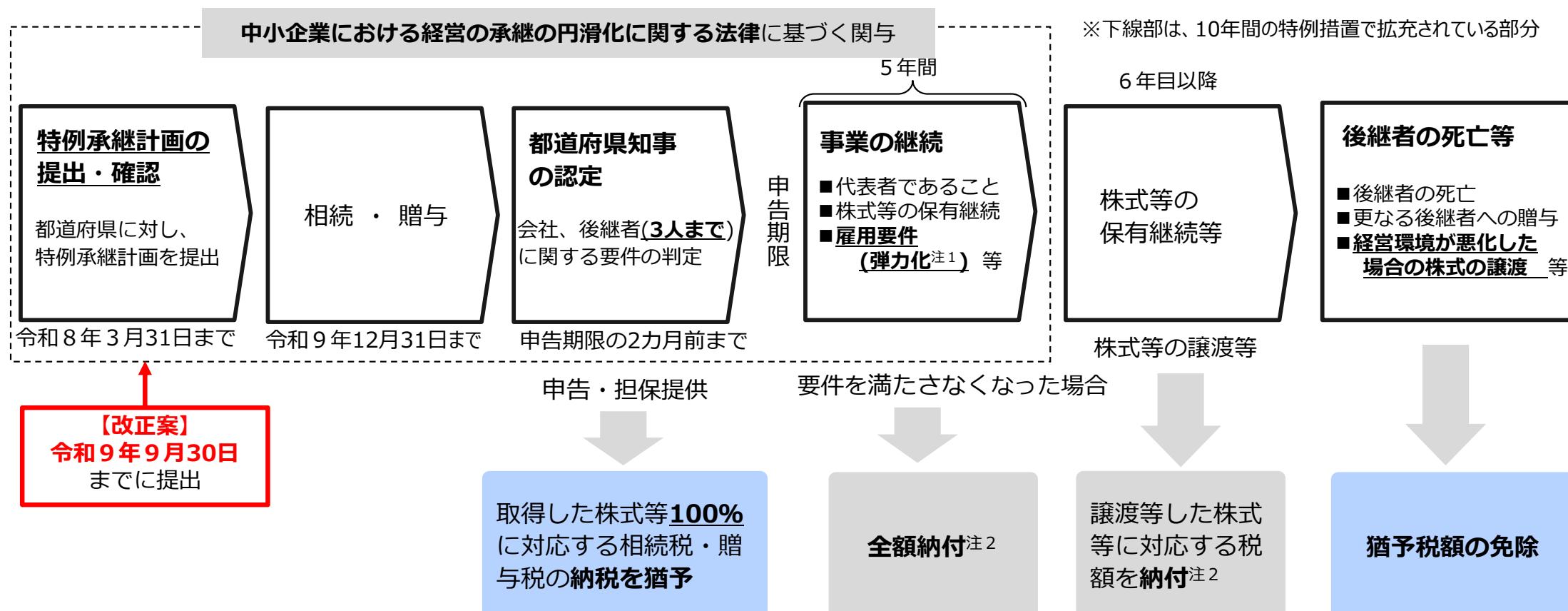
※ 中小法人の場合の控除上限は、上記の上乗措置と増減試験研究費割合が12%超の場合に10%上乗せできる措置とのうち高い措置を適用

## ＜控除上限＞



## 法人版 事業承継税制の概要 (案)

- 事業承継の円滑化を通じた雇用の確保、地域経済活力の維持や生前贈与による事業承継を促進する観点から、中小企業の先代経営者から後継者がその会社の非上場株式等を相続・贈与により取得した場合には、その非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税を猶予（後継者の死亡等の場合に免除）。
  - 令和9年12月31日までの相続・贈与については、従来の制度を抜本拡充した特例措置が活用可能。



(注1) 経営状況の悪化等を理由に、5年間の平均が8割を満たせなかった場合には、認定支援機関の指導助言を受けることが必要となる。

(注2) 猶予税額の納付に併せて利子税を納付。利子税の割合(措置法の特例適用後)は、現在年0.6%。

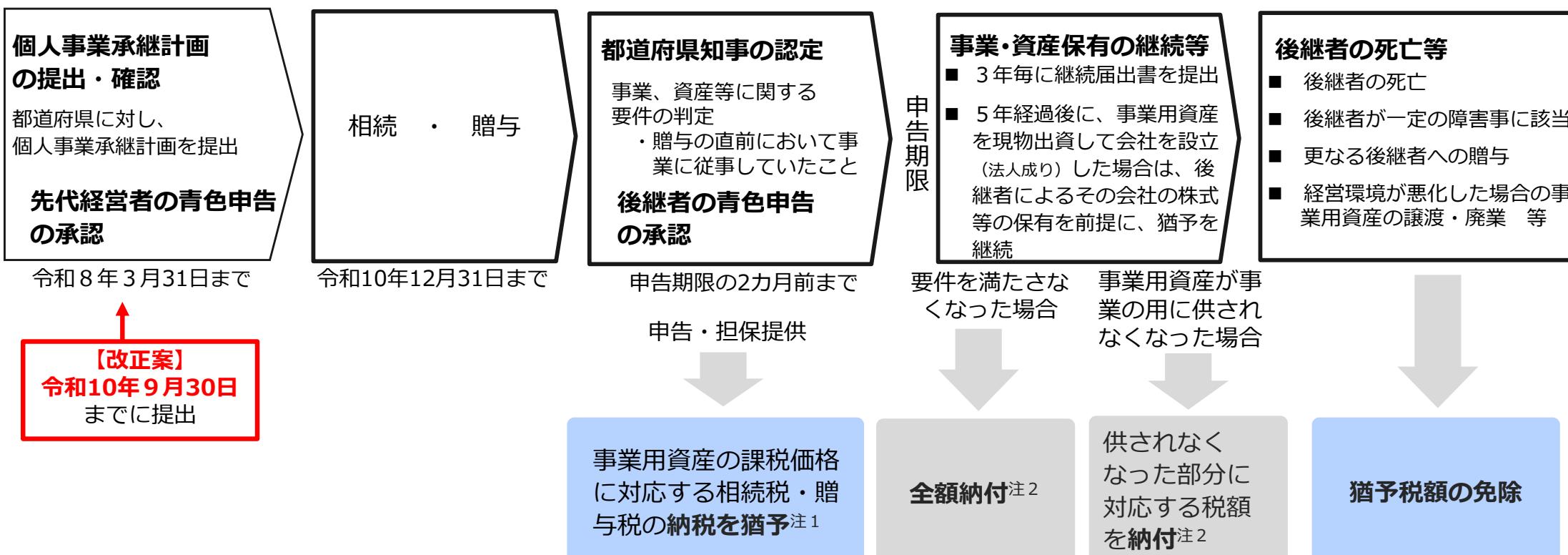
(参考) 本措置を利用した場合、当初の5年間は毎年、5年経過後は3年に1回、継続届出書を税務署へ提出することとされている。

# 個人版 事業承継税制の概要（案）

- 個人事業者である先代経営者から 後継者が一定の事業用資産を相続・贈与により取得した場合には、その事業用資産に係る相続税・贈与税の納税を猶予し、後継者の死亡等の場合に免除する制度。
- 令和10年12月31日までの措置であり、基本的に法人版事業承継税制（特例措置）と同様の仕組み。

※1 対象資産：土地（400m<sup>2</sup>まで）、建物（800m<sup>2</sup>まで）、一定の減価償却資産。土地については、事業用の小規模宅地等の特例との選択制。

※2 不動産貸付事業は対象外



（注1）相続税について、被相続人に債務がある場合には、特例事業用資産の価額から債務の額（明らかに事業用でない債務の額を除く。）を控除した額を基に猶予税額を計算。  
（注2）猶予税額の納付に併せて利子税を納付。利子税の割合（措置法の特例適用後）は年0.6%※ ※利子税特例基準割合1.3%の場合。

## 4. 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

# 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築(案)

## 令和8年度与党税制改正大綱

(令和7年12月19日、自由民主党・日本維新の会)

### 第一 令和8年度税制改正の基本的考え方（抄）

（前略）都市の維持・発展には、地方が担う食料生産やエネルギー供給等の機能が不可欠であり、とりわけ人材の供給という面でみれば、地方で育った若年層の東京都への転出超過は年間約10万人に達しており、これらの人材が都市の活力を支えている。東京都も含めたわが国全体が将来にわたり持続可能な形で発展していくためには、地方の活力の維持・向上が不可欠であり、都市も地方もお互いに支え合うという基本的考え方に立ち、今こそ偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組みを講ずる必要がある。

こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。

加えて、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、その課税の仕組みや、東京都と特別区の事務配分の特例、都区財政調整制度といった東京都特有の制度への影響等を踏まえつつ、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得る。

## 5. 子育て環境の整備・暮らしの安定

# ひとり親控除の見直し（案）

## 【制度の概要】

- 納税者が「ひとり親」に該当する場合には、「ひとり親控除」として所得控除ができる。

## 【控除額】

国： 35万円 ⇒ (案) 38万円

地方： 30万円 ⇒ (案) 33万円

## 【「ひとり親」の要件】

- ① 次のいずれかに該当すること
  - ・ 現に婚姻をしていない者
  - ・ 配偶者の生死の明らかでない者
- ② 生計を一にする子（注1）を有すること
- ③ 合計所得金額500万円以下
- ④ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（注2）がないこと

（注1）総所得金額等が58万円以下であり、他の者の扶養親族又は同一生計配偶者とされていない子

（注2）住民票の続柄の「夫（未届）」「妻（未届）」の記載で判別

# 令和8年度税制改正大綱（抄）

## 第一 令和8年度税制改正の基本的考え方

### 3. 地方の伸びしろの活用・暮らしの安定

#### （2）子育て環境の整備・暮らしの安定

令和7年12月19日  
自由民主党  
日本維新の会

わが国の大きな課題の一つとして、人口減少が挙げられる。また、地域の生活環境を支え、暮らしの安定を図っていくことも重要な課題である。こうした観点から、税制面でも、子育て環境の整備や、暮らしの安定を後押しする方策を講じていくことが求められている。

#### ④ 高校生年代の扶養控除等の見直し

個人所得課税においては、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、引き続き、格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮、働き方に対する中立性の確保、子育て世帯の負担への配慮といった観点から、児童手当制度や高校無償化、奨学金制度等の歳出面を含めた政策全体での対応も勘案しつつ、人的控除をはじめとする各種控除のあり方について検討を行う。

その際、令和6年度税制改正以降、検討課題となっている高校生年代の扶養控除の令和9年分の所得税及び令和10年度分の個人住民税における取扱いについては現行制度を維持する。その上で、児童手当の支給対象の高校生年代までの拡充や高校無償化の所得制限の撤廃等の歳出面での対応や、本扶養控除の見直しの方向性を踏まえた住宅ローン控除や生命保険料控除の先行的な拡充も念頭に、引き続き検討を進め、結論を得る。

# 国際観光旅客税の引上げ（案）

- オーバーツーリズム対策の強化やアウトバウンド施策の充実をはじめとした観光施策に必要となる財源を確保するため、国際観光旅客税の税率を現行の出国1回につき1,000円から3,000円へ引き上げる。
- 事業者の準備期間等を考慮し、令和8年7月1日以後の出国に適用する。  
(注) 令和8年7月1日より前に締結された一定の運送契約に基づく同日以後の出国は旧税率を適用。

現 行

1,000円／出国1回

R 8 改正

3,000円／出国1回

(参考) 令和8年度以降に予定されている観光施策

## 1. オーバーツーリズム対策の徹底

インバウンドの受入れと住民生活の質の確保との両立  
を図るための個別課題への対応

### ○過度の混雑対策

・円滑な出入国・通関等の環境整備 等

### ○マナー違反対策

・観光客へのマナー啓発など、マナー違反対策の強化 等

### ○違法な民泊サービスの解消

## 2. 日本人出国者への配慮

### ○安全安心な海外旅行環境の整備 等

(注)別途、旅券法の改正を前提に、旅券手数料を引下げ予定。

※1 国際観光旅客税引上げの効果が年間を通じて発現する令和9年度以降、上記のオーバーツーリズム対策やアウトバウンド施策の充実には、約2,000億円超の予算が必要と見込まれる。

※2 2025年度の出国者数は、計約6,000万人の見込み。

地方誘客の推進による特定の都市・地域への  
集中是正と分散の推進

### ○地方の観光地の魅力向上・地方誘客

・広域連携DMO等が中心となった観光地域づくり 等

### ○地方部への交通ネットワークの機能強化

・空港アクセス鉄道、国内航空、クルーズ船等の交通基盤の機能強化 等

## 6. 税負担の公平の確保

# 少額免税制度の見直し（案）

## 【現行】

- 国境を越えて行われる通信販売については、その商品の輸入者に關税とともに消費税の納税義務を課している。ただし、円滑な通關確保の観点から、**1万円以下の貨物は原則免税**とされている。

## 【見直し案】

- 円滑な通關を維持しつつ、**国内の小売事業者との公平な競争環境を確保するため、国境を越えて行われる通信販売のうち、1万円以下の商品**について、諸外国と同様、販売者に納税義務を課すこととする（1万円超の商品は、引き続き關税とともに輸入時に課税する。）。

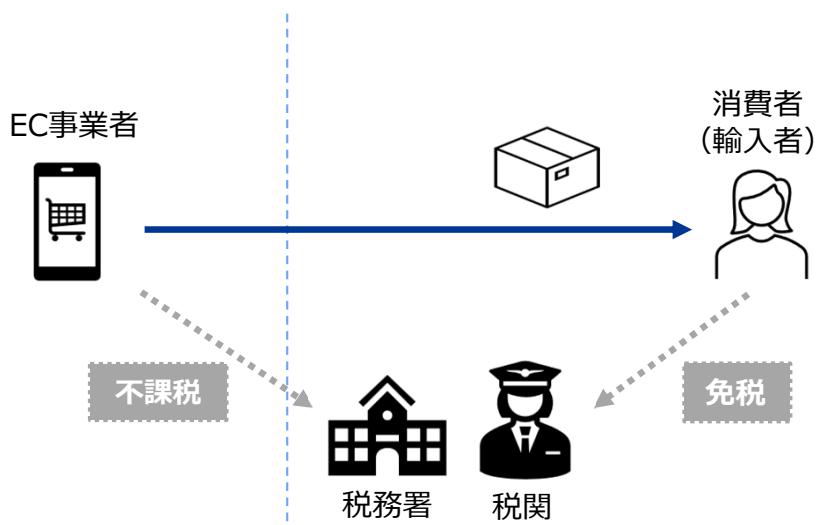
（注）令和10年4月1日から適用

### 現行

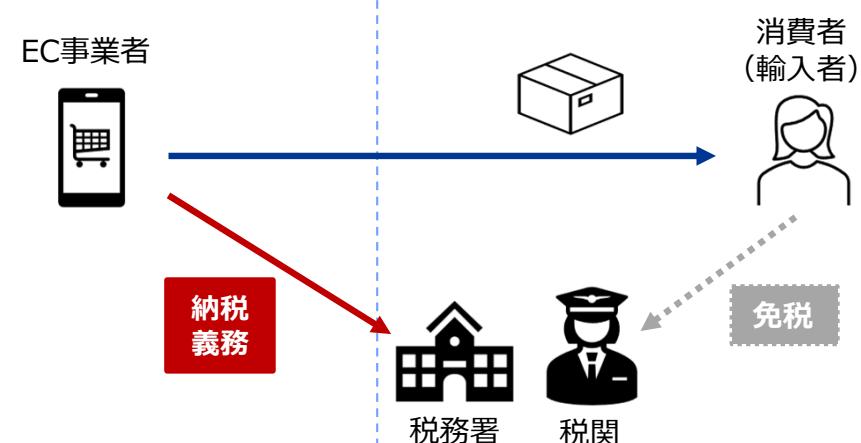
- 消費者に輸入消費税の納税義務あり。ただし、円滑な通關確保の観点から1万円以下の貨物の輸入は原則として**免税**。
- 輸入を伴う通信販売は、国外に所在する資産の販売であるため、**消費税は不課税**。

### 見直し案

- 大量に輸入される少額貨物を税關において課税することは現実的でないため、引き続き輸入消費税は**免税**。
- 諸外国や国内取引と同様、**販売者に消費税の納税義務**を課し、税務署に納税申告を行うこととする。



※ 1万円超の貨物は、關税とともに輸入時に消費税が課税されている。



- ※ 小規模事業者の事務負担や徴税コストの観点から、国内取引と同様、売上高1000万円以下の事業者の納税義務を免除。
- ※ 為替や混載等により販売時・輸入時双方に課税されることのないよう、販売時に課税されたことを証明する登録制度を設ける。
- ※ 税關職員が行う調査に係る質問検査権の整備を行うほか、その他所要の措置を講ずる。

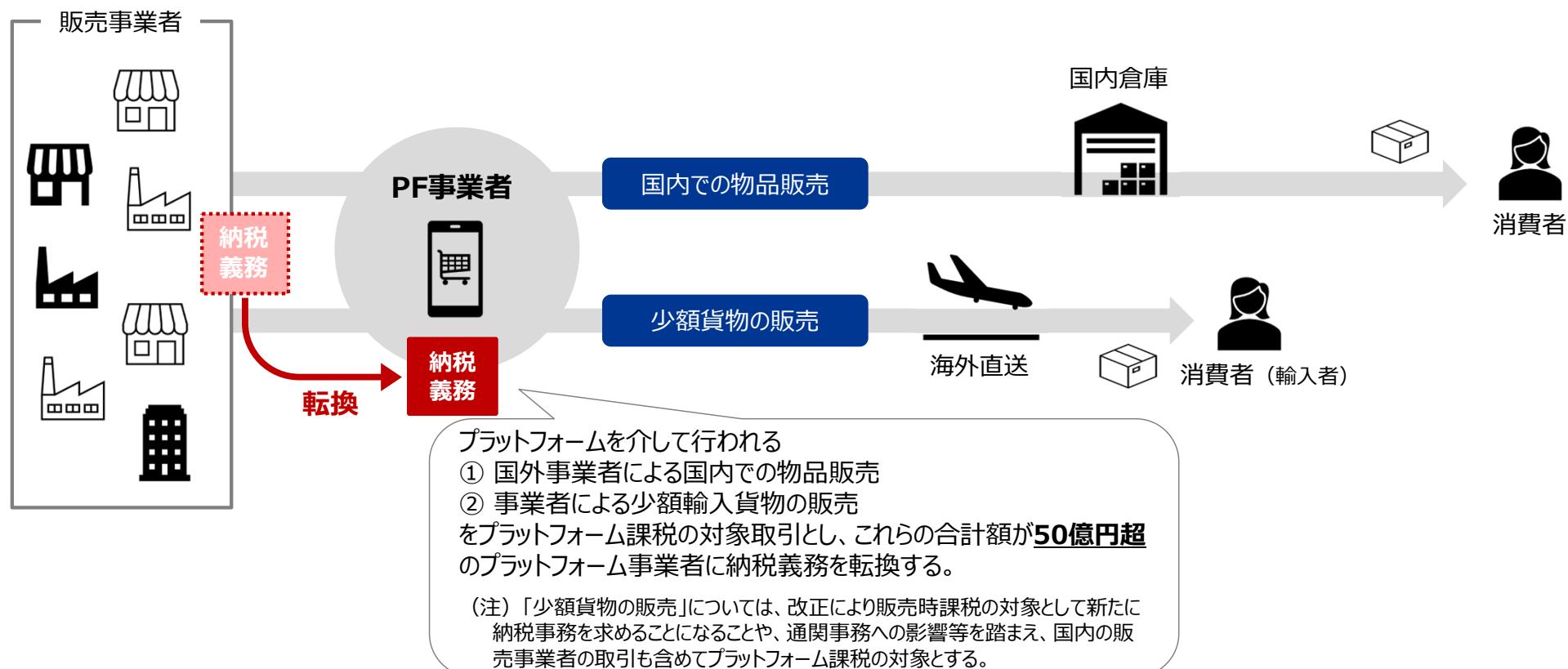
# 物品販売に係るプラットフォーム課税（案）

- プラットフォームを介する物品販売で生じている**国外事業者の無申告**への対処や**少額免税制度の見直し**に伴う**適正課税の確保**の観点から、これらの取引を仲介する**プラットフォーム事業者**に**納税義務を転換する**（**プラットフォーム課税**）。
- 対象とする**プラットフォーム事業者**には、**高い税務コンプライアンスや事務処理能力**が求められること等を考慮し、**プラットフォーム課税**の対象となる**物品販売の合計額が50億円超のプラットフォーム事業者**を対象とし、**その納税義務をプラットフォーム事業者に転換する**ほか、所要の措置を講ずることとする。

（注1）既に導入されているデジタルサービスのプラットフォーム課税についても50億円超とされている。

（注2）令和10年4月1日から適用

## プラットフォーム課税のイメージ



# 極めて高い水準の所得に対する負担の見直し（案）

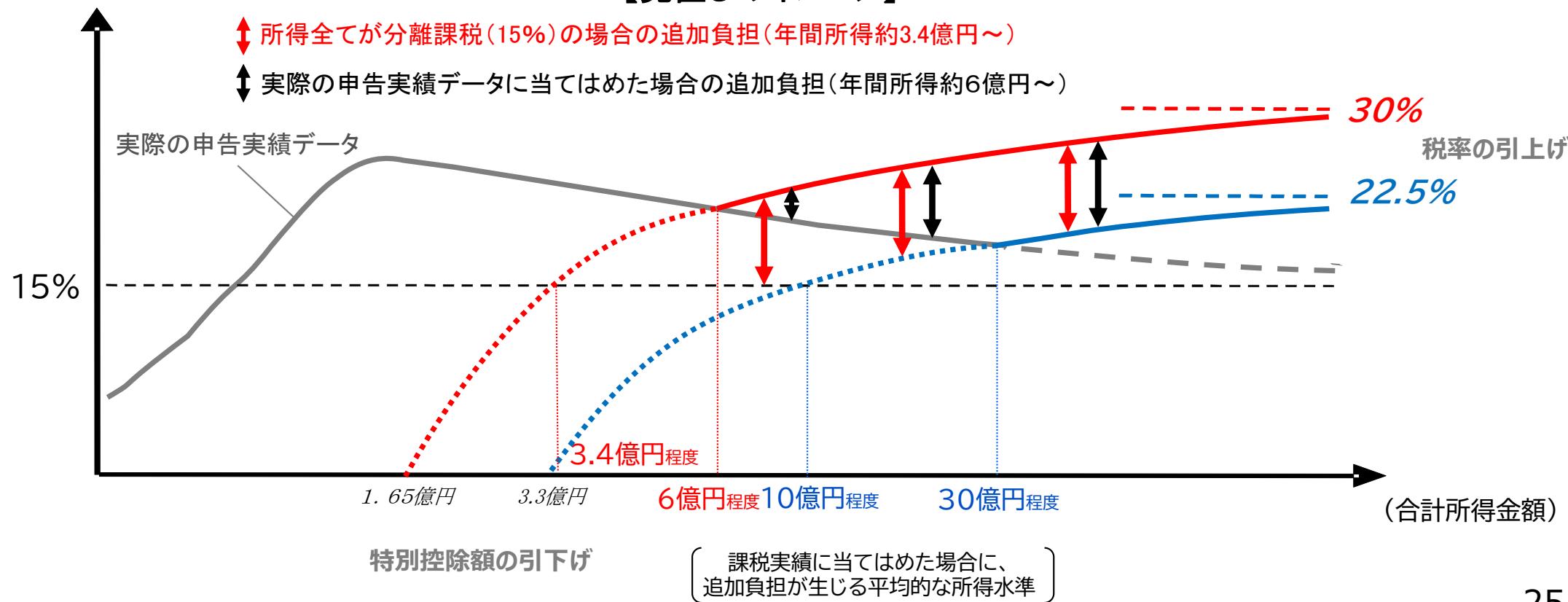
- 税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のための措置を見直す。（令和9年分の所得から適用）

現行制度	見直し案
① 通常の所得税額 ② $(\text{合計所得金額}^* - \text{特別控除額}(3.3\text{億円})) \times 22.5\%$	① 通常の所得税額 ② $(\text{合計所得金額}^* - \text{特別控除額}(1.65\text{億円})) \times 30\%$
<u>②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税</u>	<u>②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税</u>

\*株式の譲渡所得のみならず、土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した金額。  
\*\*スタートアップ再投資やNISA関連の非課税所得は対象外であるほか、政策的な観点から設けられている特別控除後の金額。

(所得税負担率)

## 【見直しのイメージ】



極めて高い水準の所得に対する負担の見直しによる影響（所得税）  
(所得全体が15%分離課税の方の場合)

(単位：万円)

所得金額	4億円	5億円	10億円
①現行制度 10億円までは一律15% 10億円超は追加的な負担あり	6,000	7,500	15,080
②見直し案 ※下段の()内は、所得金額に対する負担率	7,050 (17.6%)	10,050 (20.1%)	25,050 (25.1%)
見直しによる追加負担 (② - ①)	+1,050	+2,550	+9,980

※所得全体が15%分離課税の場合、見直し案では、所得3.4億円以上から追加負担が生じる。

今回の見直しにより、追加負担が生じる対象者見込みは約2,000人。

(参考)

所得の全てが事業所得など、 総合課税（累進税率）の場合	17,520	22,020	44,520
--------------------------------	--------	--------	--------

# インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置（いわゆる2割特例）の見直し（案）

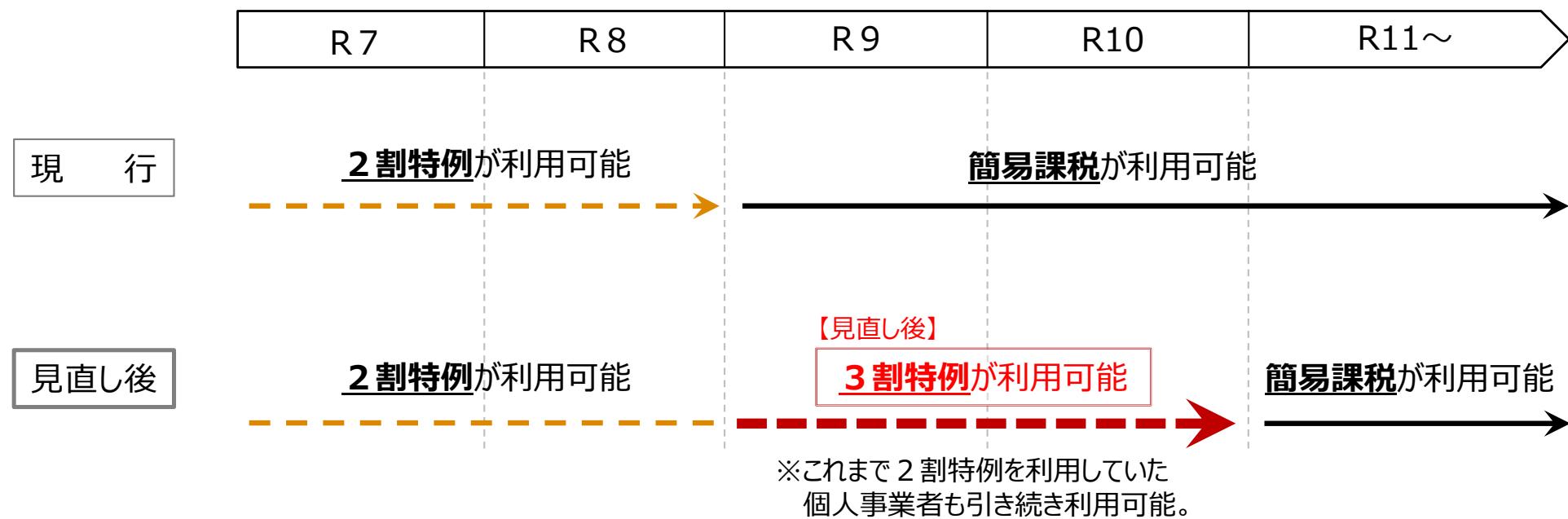
いわゆる2割特例については、インボイス制度の定着をより確実なものとする観点から、以下のとおり見直す。

事務負担への配慮がより必要と考えられる個人事業者については、インボイス制度を踏まえて課税転換している場合には、これまで2割特例の対象となっている個人事業者も含め、納税額を売上税額の3割とする（仕入割合を7割とみなす）ことができる経過措置をさらに2年に限り講ずる。

（参考）令和9・10年分申告において利用可能。

※ インボイス制度開始後に課税事業者となった小規模事業者等が意図せず消費税を滞納すること等がないよう、今後、適正な納税を促す方策について検討を行う。

## インボイス制度を踏まえて課税転換している個人事業者に関する簡易な申告方法の適用イメージ



（注1）上記の3割特例を利用しない個人事業者や法人については、2割特例終了後も、業種ごとの実態を踏まえて設定されたみなし仕入率を用いる簡易課税制度に移行することで、2割特例と実質的に同様の計算・申告方法により確定申告書の作成が可能。

（注2）インボイス制度とは関係なく基準期間の課税売上高等に基づき課税事業者となる課税期間については、2割特例と同様、上記の3割特例は利用できない。

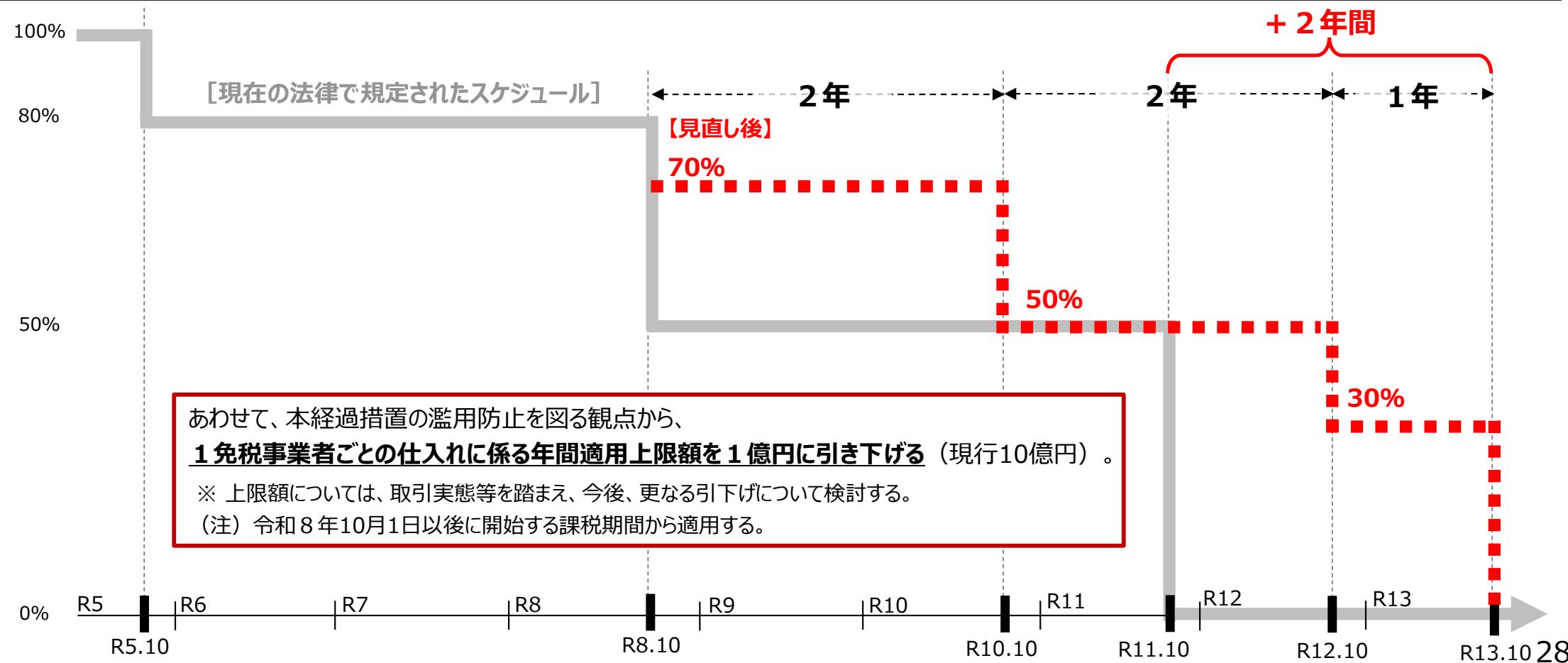
（注3）2割特例又は3割特例から簡易課税制度への円滑な移行を確保する観点から、2割特例等の適用を受けた課税期間の翌課税期間から簡易課税制度に移行する場合には、確定申告期限までに必要な手続きをすればよいこととする。

# 免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直し（案）

- 控除可能割合の特例について、以下の点を踏まえ、段階的に縮減する方向性は確保しつつ、インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点から、最終的な適用期限を2年延長した上で、引下げペース・幅を見直す（令和8年10月から7割、令和10年10月から5割、令和12年10月から3割（令和13年9月末まで））。
- ・ 消費者が事業者に支払った消費税相当分の一部が、本経過措置により、納税されずに事業者の収入になっている。
  - ・ 本経過措置が小規模な国内事業者以外からの仕入れにも適用され、租税回避等にも利用されている。

- 濫用防止を図る観点から、1 税免事業者ごとの仕入れに係る年間適用上限額について1億円に引き下げる（現行10億円）。

（参考）課税の累積が生じない免税事業者からの仕入れについては、本来、仕入税額控除の対象とされず、諸外国での例も確認されていないが、インボイス制度の円滑な導入・定着を図る観点から本経過措置は設けられている。



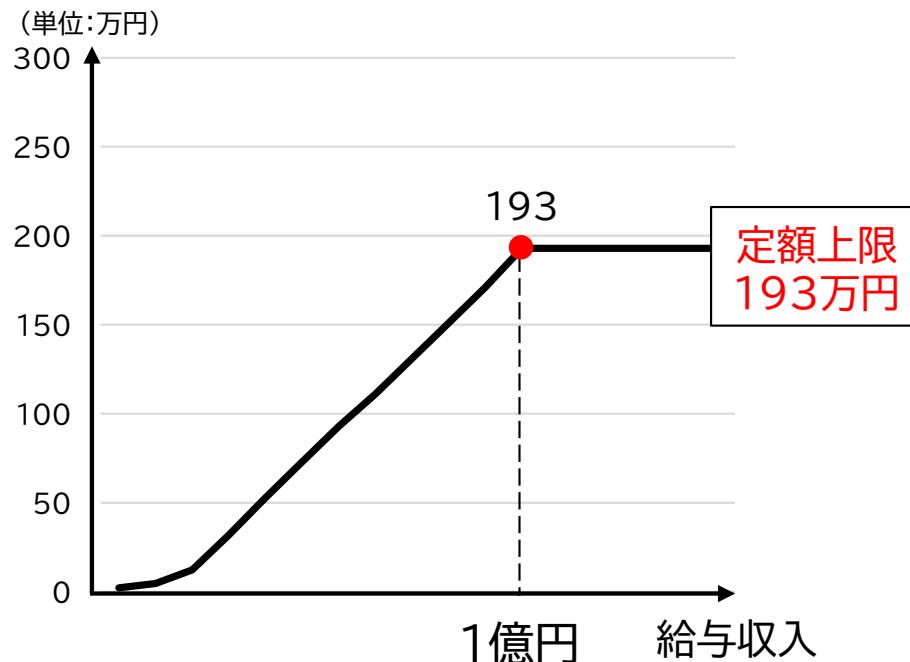
# ふるさと納税制度の見直し(案)

<特例控除額の上限>

※寄附額には上限なし

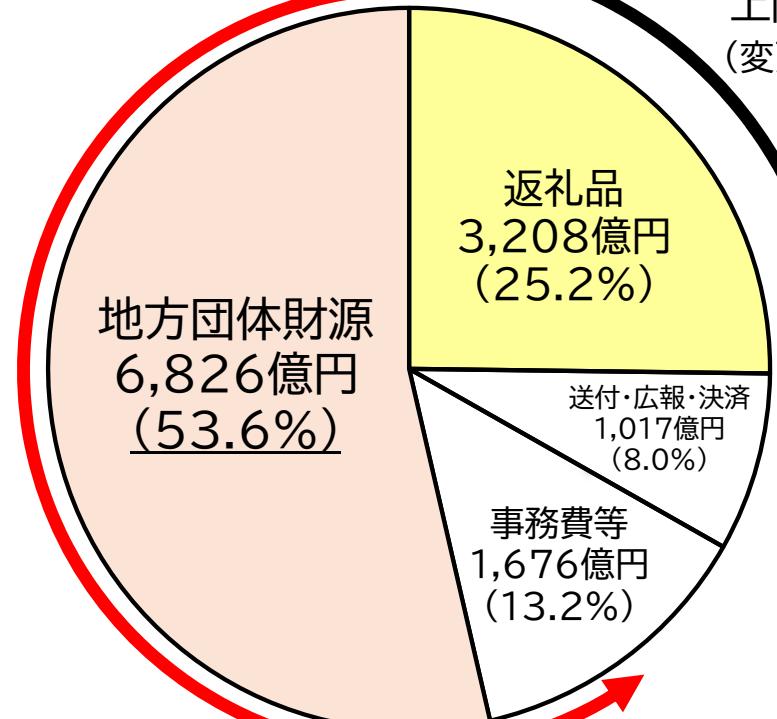
<地方団体財源割合>

特例控除額

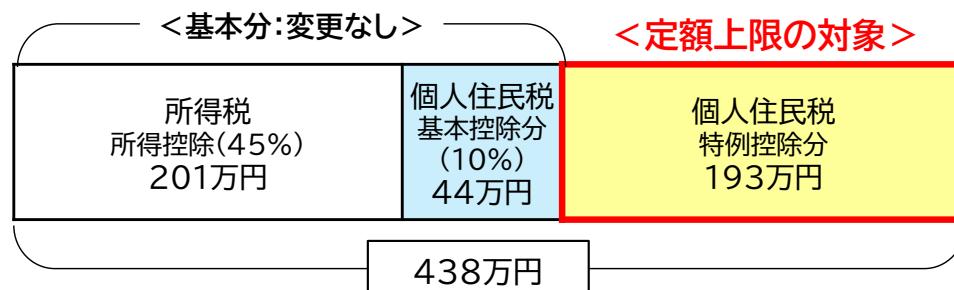


令和6年度受入実績  
1兆2,728億円

返礼品  
上限3割  
(変更なし)



<給与収入1億円の方が438万円寄附した場合の控除イメージ>



地方団体財源割合  
60%以上  
〔令和8年度から  
段階的に適用〕

※ 独身又は夫婦共働き(給与収入のみ、住宅ローン控除等を受けていない方)の場合

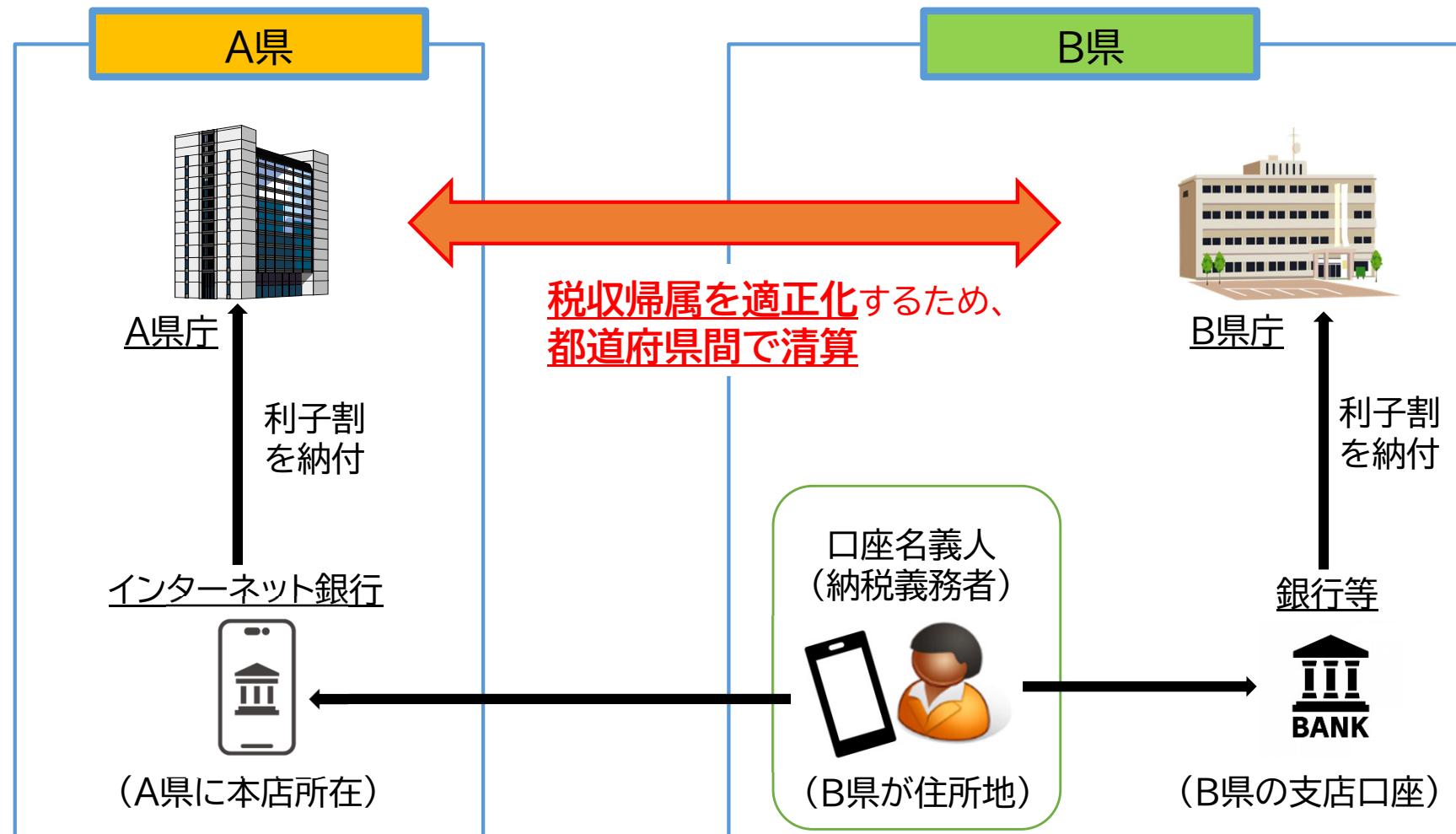
# 道府県民税利子割に係る清算制度の導入(案)

- インターネット銀行等の利用拡大を踏まえ、金融機関が口座所在地の都道府県に税を納入する現行の仕組みは維持しつつ、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税収帰属を調整する清算制度を導入。

※ 利子割税収(清算後)の6割は都道府県が市区町村に交付

※ 令和8年度分の利子割から適用

## <清算制度のイメージ>



## 7. 自動車関係諸税の見直し（環境性能割・軽油引取税当分の間税率廃止以外）

# 自動車重量税のエコカー減税の見直し（乗用車）（案）

- 2035年までに新車販売に占める電動車（EV・FCV・PHV・HV）の割合を100%とすることを目指す政府目標等を踏まえ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、減免区分の基準となる2030年度燃費基準の達成度を引き上げた上で2年延長する。
- エコカー減税適用対象となる達成度の下限（▲25%軽減）について、1年間は現行の80%達成で据え置きつつ、令和9年5月から85%達成に引き上げる。この引上げにより適用対象外となる80%達成車については、激変緩和の観点から、1年間に限り経過措置として本則税率を適用する。（なお、75%達成車に係る現行の経過措置は期限どおり終了）
- 免税及び▲50%軽減の対象となる達成度についても5%ずつ引き上げるとともに、2030年度燃費基準達成へのインセンティブを確保する観点から、100%達成車を新たに設ける▲75%軽減の対象とする。

【現行制度】(R7.5.1～R8.4.30)

車種	減免区分	要件 (2030年度燃費基準達成度)
EV・FCV・ PHV・CNG	2回免税	達成度要件なし
ガソリン車・ LPG車・ ディーゼル車	2回免税	2030年度燃費基準 <u>125%達成～</u>
	免税	<u>100%達成～</u>
	▲50%軽減	<u>90%達成～</u>
	▲25%軽減	<u>80%達成～</u>
	本則税率 (経過措置)	<u>75%達成～</u>



【改正案】(R8.5.1～R10.4.30)

車種	減免区分	要件(2030年度燃費基準達成度)	
		R8.5.1～R9.4.30	R9.5.1～R10.4.30
ガソリン車・ LPG車・ ディーゼル車	2回免税	達成度要件なし	
	2回免税	2030年度燃費基準 <u>125%達成～</u>	
	免税	<u>105%達成～</u>	<u>100%達成～</u>
	▲75%軽減	<u>95%達成～</u>	<u>90%達成～</u>
	▲50%軽減	<u>85%達成～</u>	<u>80%達成～</u>
	本則税率 (経過措置)		<u>80%達成～</u>

(注1) EV・FCV・PHV・CNGとは、それぞれ電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車を指す。

(注2) ガソリン車・LPG車・ディーゼル車の減免対象は、一定の排ガス基準を満たす2020年度燃費基準達成車に限る。

(注3) 上記基準の見直しに伴い、エコカー減税の適用対象車と同等の燃費性能を有する一定の自動車に適用される本則税率の適用範囲も見直しを行う。

(注4) バス・トラックについても、燃費基準達成度の引上げ等の見直しを行う。

本則税率適用は、  
期限（R10.4.30）  
までの経過措置

## 8. 防衛力強化に係る財源確保

## 防衛特別所得税の創設（案）

- 所得税額に対し、税率 1 %の新たな付加税として、防衛特別所得税（仮称）を課す。
- 課税期間は、令和 9 年 1 月からとする。
- なお、復興特別所得税について、税率を2.1%から1.1%に1 %引き下げ、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するため、課税期間を 10 年間延長する。

## 9. ガソリン・軽油の当分の間税率廃止、教育無償化の財源確保

自由民主党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、公明党、日本共産党は、以下について合意する。

4. ガソリン・軽油の暫定税率廃止のための安定財源確保については、以下の方針に基づいて検討し、結論を得る。

① 徹底した歳出改革等の努力による財源捻出を前提としつつ、国際競争力の確保、実質賃金の動向等を見極めながら、法人税関係租税特別措置の見直し、極めて高い所得の負担の見直し等の税制措置を検討し、令和7年末までに結論を得る。

② 道路関連インフラ保全の重要性、物価動向等やCO2削減目標との関係にも留意しつつ、安定財源を確保するための具体的な方策を引き続き検討し、今後1年程度を目途に結論を得る。

③ 地方の安定財源については、①・②の税制措置による地方増収分を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、速やかに結論を得る。安定財源確保が完成するまでの間、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方財政措置において適切に対応する。

※ 安定財源確保が完成するまでの間も、安易に国債発行に頼らず、つなぎとして、税外収入等の一時財源を確保して対応する。

※ ①～③について、野党提出法案に必要な修正を加え、附則に盛り込む。

# 令和8年度与党税制改正大綱（抄）

令和7年12月19日  
自由民主党  
日本維新の会

## 第一 令和8年度税制改正の基本的考え方

### 7. 挿発油税等の当分の間税率廃止及びいわゆる教育無償化に係る財源確保

挿発油税、地方挿発油税及び軽油引取税の当分の間税率廃止（以下、「当分の間税率廃止」という。）については、令和7年11月5日の与野党6党合意に示された方針の下、安定財源を確保する必要がある。また、いわゆる教育無償化については、自由民主党・公明党・日本維新の会の実務者がとりまとめた「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について」（同年10月29日。以下、「高校教育等の振興方策」という。）及び「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について」（同年12月18日）において安定財源確保の方針を示すとともに、上記の合意を踏まえた令和7年末までに結論を得ると決定された所要額に係る安定財源の確保については、同年10月31日に与党として、当分の間税率廃止と合わせて検討を行う旨を確認している。

その上で、令和8年度税制改正では、政策効果等を踏まえた租税特別措置の適正化、税負担の公平性の確保の観点から、

- ① 賃上げ促進税制の見直し
- ② 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し
- ③ 教育資金一括贈与に係る贈与税非課税措置の廃止

等を行うこととしており、これらを通じて確保された税収（注1）を当分の間税率廃止及びいわゆる教育無償化に係る安定財源として充てるものとする（注2）。

（注1）①に伴う地方法人税等の税収や、②の現行制度の税収を含む。

（注2）③は高校教育等の振興方策の財源に充てる。

この結果、令和8年度税制改正により約1.2兆円（平年度ベース）の財源が確保されることとなる。

これに加え歳出改革等の努力による財源捻出によってもなお不足する財源については、与野党6党合意等を踏まえ、道路関連インフラ保全の重要性、物価動向等やCO2削減目標との関係にも留意しつつ、安定財源を確保するための具体的な方策を引き続き検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。

地方の安定財源については、上記の税制措置による地方増収分を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。

安定財源を確保するまでの間も、安易に国債発行に頼らず、つなぎとして、税外収入等の一時財源を確保して対応するとともに、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方財政措置において適切に対応する。